５．利用料（　利用時間　9：30～16：45分　）（重要事項説明書５より）

①　介護保険適用サービス利用料金

（１）介護予防通所介護基本料

要支援１	１，６４７円／月
要支援２	３，３７７円／月

（２）介護予防通所介護加算料

運動器機能向上加算	２２５円／月
生活機能訓練向上グループ加算	１００円／月
サービス体制強化加算Ⅰロ	要支援１　４８円／月
	要支援２　９６円／月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の4.0%

②　介護保険適用外サービス利用料金

（１）給食費・雑費

１食あたり	５００円/日
おやつ代等	２００円/月

（２）日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担していただくことが適当であるものにかかる費用については、利用者でご負担していただきます。

※通所介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の１割を　お支払いいただきます。但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い　　（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後市町村から９割分の払い戻し　を受ける方法）の方法をご希望の場合は、お申し出ください。

※提供を受ける介護予防通所介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、保険料全額をお支払いいただきます。

４．職員体制（サービス内容説明書４より）

職　　種	常勤専従	常勤兼務	非常勤	非常勤兼務
事業所長（管理者）		1		
生活相談員	1			
生活相談員兼介護職員		3		
介護職員	4	3	3	
看護職員兼機能訓練指導員		3		
管理栄養士		1		
運転手		1	4	

３．事業所の職員体制（重要事項説明書３より）

ご利用事業所の従業者の職種	員数	勤務の体制
生活相談員	１人以上	常勤１名・常勤介護職兼務３名 （午前９：００～午後６：００）
看護師 （内准看護師）	１人以上	常勤（機能訓練指導員兼務）３名 （午前９：００～午後６：００）
介護職員	４人以上	常勤４名・常勤生活相談員兼務３名 非常勤３名 （午前９：００～午後６：００）
機能回復訓練指導員 （看護師）	１人以上	常勤看護職員兼務３名 非常勤看護職員兼務１名 （午前９：００～午後６：００）